

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が 2011 年 7 月 25 日付けで行い、米子市長（以下「実施機関」という。）が平成 23 年 7 月 26 日付けで受け付けた、同月 4 日付けで実施機関が行った公文書一部公開決定処分（発米こ第 271 号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、次のとおり判断する。

第 1 回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料 5 のうち、次のア及びウについては、公開すべきであるが、イについては、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

ただし、イについて、これを公開しない理由が消滅する時期は、公立保育所民営化の第 1 次計画における移管先法人が決定されたときとするのが適当である。

ア 「1 既存保育所の運営状況等（75 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分

イ 「2 経営等及び事業計画（145 点満点）」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容

ウ 「2 経営等及び事業計画（145 点満点）」の表中、印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分

第 1 回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録（非公開部分）に該当するもの及び当該会議を録音した IC データについては、実施機関が不存在を理由として非公開とした処分は妥当である。

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

本件公文書公開請求

申立人は、平成 23 年 6 月 22 日、米子市長に対し、次の公文書の閲覧・視聴及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

ア 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5(非公開部分)

イ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録(非公開部分)、議事録を作成していない場合は当該会議を録音したICデータ又はテープ

本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成23年7月4日、次のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

〔公開する公文書〕

第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の資料5(以下「委員会資料」という。)

〔公開しないと決定した部分〕

ア 委員会資料のうち、「1既存保育所の運営状況等(75点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の各配点に該当する内容の記述部分(以下「運営状況の評価のポイント」と記す。)

イ 委員会資料のうち、「2経営等及び事業計画(145点満点)」の表中、「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容及び印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分(以下「事業計画の評価のポイント」と記す。)

ウ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録(非公開部分)に該当するもの(以下「非公開部分の議事録」と記す。)

エ 第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の会議を録音したICデータ(以下「ICデータ」と記す。)又はテープ(以下「テープ」と記す。)

〔一部を公開しない理由〕

ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」については、これを公開すれば、法人の申込みの際に際してあらかじめ各評価項目の評価のポイント(いわゆる採点基準であり、どのような実態や提案内容が配点の満点であるのか等が示してある。)を公表することとなり、プロポーザルに参加する法人の競争性を低下させることとなる。よって、米子市情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第7号アに該当し、公立保育所移管先法人選考の適正な遂行に著しい支障を及ぼすこととなるため。

イ 「非公開部分の議事録」、「ICデータ」及び「テープ」については、不存在のため。第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会は、会議の一部を非公開で開催した。その後、公開で開催した部分については議事録を作成したが、非公開で開催した部分については、そ

の審議内容をまとめたもののみを作成したため、「非公開部分の議事録」は作成しておらず文書が存在しない。また、当該会議はＩＣレコーダーで録音したが、当該ＩＣデータは、前述の議事録等を作成後、消去したため、「ＩＣデータ」は存在せず、「テープ」は当該会議の録音に用いておらず存在しない。

〔一部を公開しない理由が消滅する時期〕
なし。

本件異議申立て

申立人は、本件処分を不服とし、２０１１年７月２５日付けで本件処分の取消しを求める異議申立てを行い、実施機関は、平成２３年７月２６日付けでこれを受け付けた。

3 本件異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、次のとおりである。

本件処分に関し、一部公開しないこととする部分があり、その部分を公開するとの決定を求める。

4 申立人の主張の要旨

一部を公開しない理由について

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由として、条例第７条第７号アに該当するとしているが、特段それに該当するとは思えない。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が事前にわかって、申込みをする法人がそれに合わせて既存保育所の運営状況や事業計画を変えようがないため、該当しない。百歩譲っても、公立保育所民営化の第１次計画（今回。以下同じ。）の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。第２次計画以降に支障があると言うなら、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を変更すればよい。そもそも、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開すれば、申込みをする法人が満点となるよう努力することにより全体的なレベルが上がり、第２次計画以降の「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」をより高い基準に設定でき、さらに申込みをする法人の質の向上が図られるのであって、申込みをする法人の競争性を低下させることにはならないため、該当しない。

また、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイン

ト」を、公務員ではない者が委嘱されてなった米子市公立保育所移管先法人選考委員会委員（以下「選考委員」という。）は知っている。「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、第2次計画以降に選考委員となることはないであろう現在（第1次計画）の選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えず、当該選考委員がその守秘義務に反したとしても罰則はなく、当該選考委員から外部に広まることも考えられることから、市の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられないため、該当しない。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期が「なし」となっているが、公立保育所民営化の第2次計画以降は確定していないため、第2次計画以降の業務に支障を及ぼすと言えば、第3次、第4次と続くうちに未来永久に公開しないこととなる。仮に第2次計画があったとしても、選考委員は第1次計画とは替わることは明らかで、継続性があるとは思えないし、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は第2次計画以降に選考委員となることはないであろう現在（第1次計画）の選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えず、当該委員から外部に広まることも考えられることから、第1次計画の移管先法人が決定した時点で公開すべきである。

「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」の不存在について

公立保育所民営化に係るこれまでの委員会等では、会議の公開、非公開に関わらず詳細な議事録が作成されてきた。しかし、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会では、会議を非公開で開催した部分については詳細な議事録が作成されていない。さらに、当該会議を録音したＩＣデータもすぐに消去したとされている。ＩＣデータを、正確な議事録も作成されていない短期間のうちに消去するという事は考えられない。当該ＩＣデータは職員のパーソナルコンピュータの内部に残されていると思うので、もう一度調査すべきである。このようなことが許されるのならば、市民に対して不都合な会議録は作らず、ＩＣデータ等の不都合なものは破棄することが常習化され、市民の知る権利が否定されてしまう。

5 実施機関の主張の要旨

一部を公開しない理由について

公立保育所の民営化については、現在第1次計画の期間中であり、この第1次計画では、公立保育所17園のうち別途定めた対象園選考基準に基づく優先順位の高い3園を平成25年度から平成27年度にかけて順次

民営化することとしている。第2次以降の計画については今後検討予定であり、公立保育所の民営化実施計画の最終期は現時点では未定であるが、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、移管先法人を選考するための採点基準であり、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定である。

「運営状況の評価のポイント」は、法人が運営している保育所の現状を評価対象とするものであり、これが公開された場合、第1次計画の選考において法人がその現状を変えることはできないが、第2次計画に際してはこれを意識して変更することが可能となる。また、「事業計画の評価のポイント」は、法人の現状及び計画を評価対象とするものであり、これが公開された場合、本件処分を行ったのが第1次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であったため、第1次計画も含め法人が評価のポイントを意識して変更することが可能である。

したがって、あらかじめ「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開することは、事前に高得点を獲得できるポイントを提示することであり、申込みをする法人が「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を意識して既存保育所の運営状況や事業計画を変更することが可能となる。よって、これを公開すれば、申込みをする法人の競争性を低下させ、移管先法人となる者の適正を審査するという選考の本来の目的の達成を困難にし、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第7号アに該当する。

また、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員が知っているから秘密にする必要がないと申立人は主張するが、仮にそういうことになると、そういった委員がいる委員会等の内容はすべて秘密にする必要がないので公表すべきということになり、異議申立ての理由として不適切である。

なお、選考委員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員である。

一部を公開しない理由が消滅する時期について

一部を公開しない理由が消滅する時期は、条例第11条第4項に規定されているとおり、「あらかじめ明示することができる」ときに明らかにしなければならないものである。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、公立保育所移管先法人選考を客観的かつ公正に行うため、かつ、各選考委員が統一的な観点から判断するためのものであり、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定である。民営化実施計画の最終期における選考後は公にしても支障がないものと考えられるが、その時期は現時点では未確定であるため、一部を公開しない理由

が消滅する時期を明示することはできない。

また、「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」は存在しないため、公開できる時期は到来しない。

なお、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員に関する申立人の主張については、と同様に異議申立ての理由として不適切であると考える。

「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」の不存在について

第１回米子市公立保育所移管先法人選考委員会は、平成２３年６月２日に会議の一部を非公開で開催し、録音はＩＣレコーダーにより行った。会議開催後、公表することを前提に、正式な議事録として、会議を公開で開催した部分については対話形式で、非公開で開催した部分については審議内容の要約で作成した。同月３日に本市の公式ホームページ所管課への掲載依頼を行い、同月６日に「ＩＣデータ」は消去した。同月７日付けで当該議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約）は本市の公式ホームページに掲載されている。

そもそもＩＣレコーダーによる録音は、後日会議の内容を文章化して残すために行った。したがって、「ＩＣデータ」は、前述の議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約）の作成が終わった時点でその役割を終えたため、消去したものである。

また、会議の内容を文章化するに当たっては、その内容が的確に記録されていれば、必ずしも当該会議の出席者の発言をすべて記録した議事録の体裁をとったものを作成する必要はないと考える。

なお、「ＩＣデータ」はＩＣレコーダー内のみ保存しており、職員のパーソナルコンピュータ内に保存したことはない。

6 当審査会の判断

審査の経緯

実施機関から、平成２３年８月４日、条例第１７条第１項の規定に基づき本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件文書に係る実施機関の一部公開決定処分に違法性又は不当性があるか否かである。

したがって、当審査会では、次の３点を争点として審査を行った。

ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が条例第７条第７項アの規定に該当しているかどうか。

- イ 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことが妥当かどうか。
- ウ 「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」について、不存在を理由として非公開としたことが妥当であるかどうか。

なお、申立人は、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について、公務員ではない者が委嘱されてなった選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密とは思えないため、市の事務事業の遂行に著しい支障を及ぼすとは考えられず、第１次計画における移管先法人が決定した時点で公開すべきである旨主張するが、公文書の公開、非公開の決定は条例に基づき判断されるべきものであり、選考委員に守秘義務を課すほどの重大な秘密であるかどうかは判断の基準ではない。よって、当該主張について、当審査会では審査の対象としない。

争点に対する判断

- ア 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」の条例第７条第７号ア該当性

条例第７条第７号アに該当する非公開情報とは、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする」と認められるもの」であり、米子市情報公開条例公開・非公開判断基準によると、実施前の試験問題及び採点基準並びに過去の試験問題等に関する情報で将来の試験の出題傾向が推定されるものもこれに該当する可能性が高いとされているところである。そこで、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」がこれに該当するか否かについて検討した。

「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準のうち、移管先法人に要求する具体的な事項及び公立保育所の移管先として申込みをした法人についての評価を点数化するためのポイントであり、仮に移管先法人の選考を「試験」とするならば、当該「試験」に係る試験問題の採点基準と言うべきものである。本件処分時が公立保育所民営化の第１次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であったことから、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開すれば、実施前の「試験」の試験問題の採点基準を示すこととなることは明らかである。

ところで、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」は、現状の評価に係る部分と 計画の評価に係る部分、さら

に 現状及び計画両方の評価に係る部分とがある。これらのうち、公開することにより、公立保育所の移管先として申込みをした法人が有する移管先法人としての本来の能力又は適性を把握することを困難にするものとして、条例第7条第7号アに該当すると認められるのは、公立保育所民営化の第1次計画の選考において申込みをする法人が、実施機関に提出する書類やプレゼンテーションの内容をそれに合わせて変更することが可能となる部分、つまり、 計画の評価に係る部分並びに 現状及び計画両方の評価に係る部分である。

したがって、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」が条例第7条第7号アに該当するか否かについて、次のとおり判断する。

- (ア) 「運営状況の評価のポイント」は、 現状の評価に係る部分であり、該当しない。
- (イ) 「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容は、 計画の評価に係る部分並びに 現状及び計画両方の評価に係る部分であり、該当する。
- (ウ) 「事業計画の評価のポイント」中 印の記載事項 のうち評価のポイントに該当する記述部分は、 現状の評価に係る部分であり、該当しない。

実施機関は、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について、公立保育所民営化の第1次計画のみならず第2次計画以降でも使用する予定であるため、上記のような区別なく条例第7条第7号アに該当すると主張する。しかしながら、公立保育所民営化の第2次計画以降については未確定である。仮に第2次計画以降における移管先法人の選考が実施されることとなっても、米子市公立保育所移管先法人選考委員会設置要綱によれば、選考委員の任期は2年以内とされていることから、その時点で新たに選考委員が委嘱されることは明らかである。また、同要綱には、当該選考委員会の所掌事務の一つとして「移管先法人の選考基準の検討を行うこと」と明記されている。したがって、現時点で「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」について今後使用する予定であるとしても、これらを含む公立保育所民営化に係る移管先法人を選考するための基準は、第2次計画以降に係る選考委員により改めて検討され所要の変更が行われることが予定されていると言うべきである。よって、この点について実施機関の主張は採用できない。

保育所の民営化に関する情報は市民にとって重要な情報であり、行政の説明責任を果たすという観点から見ても、公立保育所民営化に係る移

管先法人の選考という行政の意思決定過程における情報は、できるだけ公開すべきであると考え。また、情報公開制度の目的の一つが市民の市政参加にあることを鑑みれば、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開することにより、市民にこれらを検証する機会を与えることは重要であると考え。

イ 「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことの妥当性

前述のとおり、「運営状況の評価のポイント」及び「事業計画の評価のポイント」中 印の記載事項のうち評価のポイントに該当する記述部分については、公開すべきであると判断するため、公開しない理由が消滅する時期については判断を要しない。したがって、判断を要するのは、実施機関が、「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容を公開しない理由が消滅する時期を「なし」としたことが妥当かどうかである。

この点について、すでに述べたとおり、「事業計画の評価のポイント」中「要求事項及び評価のポイント」欄の記載内容が条例第7条第7号アに該当すると当審査会が判断するのは、本件処分時が公立保育所民営化の第1次計画の選考に係る法人の申込みの受付期間中であって、その時点でこれが公開されれば、当該選考において申込みをする法人が、実施機関に提出する書類やプレゼンテーションの内容をそれに合わせて変更することが可能となるためである。したがって、公立保育所民営化の第1次計画における移管先法人が決定された時点で、条例第7条第7号ア該当性は失われると考えるのが適当である。

ウ 「非公開部分の議事録」及び「ＩＣデータ」について、不存在を理由として非公開としたことの妥当性

まず、「非公開部分の議事録」についてであるが、実施機関においては、審議会等会議の会議録を作成する場合、その形式について、発言内容を一言一句記録した詳細なものとするか、会議の内容の概略を記録したものとするかは、当該審議会等の判断によるものであるとの考え方のもと、各審議会等により様々な形式の会議録が作成されているのが実情であり、その考え方は理解できる。ただし、実施機関から意見聴取した限りにおいては、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会の議事録（会議が非公開だった部分については審議内容の要約。以下「本件議事録」という。）の形式の決定について、米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員に一任されていたと解釈せざるを得ず、

その決定過程に疑問が残らないではない。

しかしながら、実施機関及び前述の米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員から意見聴取したところによると、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会について、実施機関がまず全体の逐語の議事録を作成した後、それを基に公表用の議事録として本件議事録を作成したというような事実をうかがわせる事情を認めることはできなかった。したがって、第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会について作成された議事録は、米子市公式ホームページにおいて公表されている本件議事録のみであると認められ、それとは別に「非公開部分の議事録」が存在するとは認められない。

次に、「ＩＣデータ」についてであるが、「ＩＣデータ」が第1回米子市公立保育所移管先法人選考委員会終了時点で存在していたことについては、実施機関、申立人双方に争いのないところであるため、争点は、本件処分時に「ＩＣデータ」が存在していたかどうかである。

当審査会において、実施機関から米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の所有するＩＣレコーダーの提出を受け、保存されている音声データについて確認し、かつ、実施機関に対し、当該事務担当課の職員に配備されているパーソナルコンピュータ等を調査し当該結果を報告するよう求めて確認した結果、この調査時点では、当該ＩＣレコーダー及び当該パーソナルコンピュータ等について、「ＩＣデータ」が存在するとの判断には至らなかった。

もっとも、以上の調査によっても、本件処分時に「ＩＣデータ」が存在していたかどうかについて確認できるものではない。

ところで、米子市の情報公開制度のもとにおいては、審議会等会議の会議録を作成するために会議の内容を録音したＩＣデータは、あくまで会議録を作成するための個人的メモでしかなく、正式な会議録が作成された後には、当該ＩＣデータを消去しても問題はないとされている。ただし、正式な会議録がなく、事実上の会議録として利用され、又は保存されている場合、又は、会議録の原本性を確保するために保管されている場合は、当該ＩＣデータは公文書に該当することとされている。当審査会としては、会議の内容を録音したＩＣデータを原則として個人的メモとして取り扱うという運用について疑問を差し挟む余地がないではない。けれども、条例の解釈・運用のもととなる米子市情報公開条例逐条解説において、個人的メモの例として「会議録作成用のメモ（原本性のない録音テープ）」が挙げられているところから、以上のような取扱いが米子市において正当なものとしてなされていることは明らかである。

当審査会が実施機関に確認したところ、実施機関においては、米子市公立保育所移管先法人選考委員会の事務担当課の職員が、平成23年6月3日に本件議事録について上司の決裁を受けるため起案するとともに米子市公式ホームページ所管課への掲載依頼を行い、同月7日に上司の決裁が下りたことから、米子市公式ホームページに本件議事録が掲載されることとなったこと、また、「ICデータ」を同月6日に消去したことの説明を受けた。つまり、実施機関においては、実施機関の職員が、本件議事録を作成した平成23年6月3日時点で、会議の内容を文章化して残すという「ICデータ」の役割を終えたものと判断し、同月6日に「ICデータ」を消去したものである。

しかしながら、本件議事録を正式な議事録と認められるのは、決裁権者の決裁を受けた平成23年6月7日以降と言うべきである。したがって、平成23年6月6日時点では本件議事録は正式な議事録と認められる前の原案に過ぎず、この時点で「ICデータ」を消去したという実施機関の職員の行為は失当である。

けれども、当審査会においては、この時点で「ICデータ」を消去したという実施機関の主張を否定する事実は認められなかった。また、仮にこの時点で「ICデータ」が存在していたとしても、本件議事録が正式な議事録と認められることとなった平成23年6月7日以降においては、実施機関が、前述したとおりの条例の解釈・運用に従い、「ICデータ」を随時消去しても不思議はなく、また、不当であるとは言えない。

結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

7 付言

本件異議申立てに係る審議の過程において、米子市における審議会等会議の会議録の作成方法及び当該会議録を作成するために会議の内容を録音した音声データの取扱いについて検討することとなったことから、当審査会は、次の2点について付言する。

米子市においては、審議会等会議の会議録を作成する場合、その形式をどのようなものとするかは当該審議会等の判断によるものとされており、その考え方自体は納得できる。本来、会議録とは、会議の内容を的確に記録することを目的として作成されるものであり、情報公開制度においては、会議の内容に係る行政の説明責任を果たすために必要な公文書の一つであると言うべきであるが、審議会等会議の会議録の形

式を決定する権限は当該審議会等にある。

けれども、本件異議申立てに見るとおり、審議会等の会議録の形式の決定について当該審議会等の事務局職員を務める実施機関の職員に一任されているような場合、たとえ会議録が作成されていても、その会議録の内容が不十分なのではないかという疑念を市民に抱かせ、ひいては、本来必要な公文書が作成されていないのではないかという懸念を生じさせるおそれがあると言わざるを得ない。

よって、米子市において、審議会等会議の内容等に応じ、作成すべき会議録の形式について定めた基準を設けるよう要望する。

米子市の情報公開制度のもとにおいては、審議会等会議の会議録を作成するために会議の内容を録音した音声データは、原則として個人的メモとして取り扱うこととされている。

しかしながら、当該音声データは、条例第2条第2号に規定する「実施機関が職務上作成し、又は取得した(中略)電磁的記録(中略)であって、当該実施機関が保有しているもの」という公文書の定義に該当するものであることは疑いのないところである。確かに、当該音声データが会議録の作成を目的として作成し、又は取得したものである以上、正式な会議録が作成された後であっても、その原本性は失われ、個人的メモとして取り扱っても差し支えないと言えなくはない。けれども、会議における発言者の発言内容の記録という点で、正確性において当該会議録と同等あるいはそれ以上であることから、当該音声データは会議録とは別個の公文書と考えるのが適当であると考えらる。

よって、審議会等会議の内容を録音した音声データについて、とりわけ市民の関心の高い、又は市民に大きな影響を与えるような米子市の政策決定に関する重要な会議に係るものについては、米子市文書取扱規程に定める保存期間に従い保存することを検討するよう要望する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成23年8月4日	・実施機関から審査会に対して諮問 (2011年7月25日付け異議申立人異議申立て、平成23年7月26日付け実施機関異議申立て受付)
平成23年8月24日 (本件に係る審査会第1回目)	・事務局職員による審議内容に係る説明 ・実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請 ・実施機関から提出された「意見説明書」を受け付け、当該「意見説明書」について、実施機関による状況説明を実施 ・実施機関に対して「異議申立てのあった処分に係る公文書」の提示を要請 ・実施機関から提出のあった「公文書」について、インカメラ審査を実施
平成23年8月25日	・異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付するとともに、これに対する「反論書」の提出の要請及び口頭意見陳述の意向確認を通知
平成23年8月30日	・異議申立人から口頭意見陳述の意向ありとの申出を受ける
平成23年9月8日	・異議申立人から提出された「反論書」を受付
平成23年9月13日 (本件に係る審査会第2回目)	・異議申立人から提出のあった「反論書」の内容について、異議申立人による口頭意見陳述を実施 ・審議
平成23年9月29日 (本件に係る審査会第3回目)	・審議
平成23年10月13日 (本件に係る審査会第4回目)	・審議
平成23年11月11日 (本件に係る審査会第5回目)	・答申の検討
平成23年11月16日	・答申の決定